

規 則

「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年10月6日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第43号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成 27 年千曲市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同条例第 3 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 3 条中「同条例第 3 条第 1 項各号及び同条第 2 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項各号及び第 2 項第 1 号」に改める。

第 4 条中「同条例第 3 条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 5 条の次に次の 3 条を加える。

第 5 条の 2 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(平成 31 年千曲市告示第 10 号)第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する交付対象者要件の審査、同要綱第 5 条及び第 8 条に規定する補助金の交付申請等の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第 5 条の 3 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第 5 条の 4 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

第 20 条の 2 条例別表第 2 の 16 の項で定める事務は、千曲市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び同条第 2 号に規定する交付対象者要件の審査、同要綱第 5 条及び第 8 条に規定する補助金の交付申請等の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第 22 条中「条例別表第 3 の 2 の項」を「条例別表第 3 の 3 の項」に改め、「廃止に係る事務」の次に「、同法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に係る事務」を加え、同条を第 23 条とし、第 21 条の次に次の 1 条を加える。

第 22 条 条例別表第 3 の 2 の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

本則に次の 3 条を加える。

第 24 条 条例別表第 3 の 4 の規則で定める事務は、千曲市福祉医療費給付金条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 1 項各号及び第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する障害者の支給対

象者要件の審査並びに同条例第9条に規定する支給の可否の決定に係る事務とする。

第25条 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、千曲市福祉医療費給付金条例第2条第3号、同条第4号及び第3条第1項第1号に規定する母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の支給対象者要件の審査に係る事務並びに同条例第9条に規定する支給の可否の決定に係る事務とする。

第26条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。